

令和2年10月15日

各加盟校PTA会長、校長様

群馬県高等学校PTA連合会  
会長 柳澤剛文  
(公印省略)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について

標記のことについて、群馬県教育委員会事務局生涯学習課長から別添写しのとおり依頼  
がありましたので資料を送付します。

つきましては、貴校PTAにおいても内容を御了知いただきますようお願いいたします。

群馬県高等学校PTA連合会事務局  
〒371-0801 前橋市文京町2-20-22  
(群馬県生涯学習センター内)  
電話027-223-3173 FAX027-223-3199



〈公印省略〉

生第30003-229号

令和2年10月13日

群馬県国公立幼稚園・こども園連絡協議会  
会長 石井 雄大 様  
群馬県PTA連合会  
会長 岩村 隆志 様  
群馬県高等学校PTA連合会  
会長 柳澤 剛文 様  
群馬県特別支援学校PTA協議会  
会長 小林 立志 様



群馬県教育委員会事務局  
生涯学習課長 内田 善規

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(依頼)

平素、県教育行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年10月10日に開催しました、第22回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度2を継続するとともに、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(10月10日(土)以降)」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(9月26日(土)以降)要請からの変更点

- ・ 県外への不要不急の移動自粛の対象となる都道府県の変更  
9/26～、東京都  
10/10～、東京都及び沖縄県
- ・ 催物の開催制限緩和

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(10月10日(土)以降)及び令和2年9月11日付内閣官房事務連絡を御確認ください。

担当：生涯学習課 社会教育係 大澤  
TEL：027-226-4666  
FAX：027-224-8780  
e-mail：oosawa-re@pref.gunma.lg.jp